

○水害廃棄物（り災減免）のうち市廃棄物処理場に搬入できないもの

基準	受入できない例示	例外規定(受入可)
有害性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物 注射器、注射針等 ・ 石綿（アスベスト）含有物 ・ PCB汚染物を含むもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石膏ボード 厚手透明ビニール袋に二重包装し、入れ口を折り込み中身が動かないようにテープで1周巻き込みふさぐこと。 大きさは30cm程度以下にする。
危険性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇薬、農薬等 ・ 毒性を有するもの 	
引火性、着火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油類、塗料、シンナー等 ・ 火薬類 ・ ガスボンベ類 	
汚物類（ふん尿等）		
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB、PCB使用製品 ・ ばいじん ・ 感染性廃棄物等 	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障が生じるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仏壇、仏具、神具、墓石等 	
リサイクル制度等のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定家庭用機器 エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等 ・ 自動車 ・ オートバイ ・ 原動機付自転車 ・ タイヤ ・ FRP船 ・ 消火器 ・ パソコン（モニター含） ・ トナーカートリッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイヤの付いていないホイールのみ可
液体のもの		
動植物性残渣、鉋さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		

<p>市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動ベッド ・ シニアカー ・ ピアノ、電子ピアノ ・ オルガン、電子オルガン ・ 太陽熱温水器 ・ 温水器 ・ ソーラーパネル ・ フロンガス含有品 除湿器、冷風機、 ウォーターサーバー等 ・ 農機具類 ・ エアバッグ ・ グラスウール（断熱材等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子鍵盤楽器については家電製品として取り扱えるキーボードタイプ（厚さ 10 cm程度まで）のものは受入れ可
<p>不燃性のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃性クロス ・ 不燃性カーテン ・ 不燃性絨毯等 	
<p>土・石等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂 ・ 河川土砂 ・ 掘削土砂 ・ 自然石 	